

【別冊】

令和 8 年度
社会福祉法人白日会
事業運営計画

社会福祉法人白日会

目 次

1	令和8年度白日会活動方針	1
2	令和8年度たんぽぽ保育園事業運営計画	4
3	令和8年度特別養護老人ホーム照古苑事業運営計画	8
4	令和8年度地域密着型介護老人福祉施設照古苑ひまわりホーム事業運営計画	15
5	令和8年度宇土市地域包括支援センター事業運営計画	20

令和8年度 白日会活動方針

< 法人の経営理念 >

【運営の基本理念】

みなさまが安心して歳をかさねられる地域づくりに貢献します。

【運営の基本方針】

（人権の尊重）

ご利用者の意思と人格を尊重します。

（サービスの質の向上）

信頼され満足していただけるサービスを提供します。

（人材の育成）

すべての職員が自己研鑽に努め、互いが連携してみなさまを支えます。

（地域との共生）

地域との結びつきを大切にし、開かれた施設をめざします。

（法令遵守と説明責任）

誇りを持って働ける職場づくりに努めます。

1 現状と課題

令和7年、第1期中長期経営計画が終了し、令和8年度は第2期中長期経営計画（5年間）の始まりの年となります。法人の基本理念と長期経営計画の実現に向け次のとおり取り組んでまいります。

事業面においては、令和7年4月から短期入所の受入れ人数制限を廃止し、再開致しました。また、通所事業においても前年度より実績が伸びており、概ね目標値に近い実績となりました。

組織での取組として、令和7年度より入所者確保経営会議を開始。各事業所管理責任者が月1回集まり、実施状況や課題、対策等を同じテーブルにのせ話合ってきました。この会議により部署間の状況共有、協働体制がより図れるようになってきました。

経営面については、人件費、食材費等、広範囲の諸物価高騰の影響を大きく受けております。

このような状況を改善するため、施設運営や経費の見直しなどを実施してまいります。

数年前から最も注力して取組んでいるのが、「照古苑」の建替えです。課題を1つ1つ処理し、補助金の要件等丁寧に確認しながら計画を進めてまいります。

建替えする施設は全室個室ユニットケアへの転換です。ユニットケアは「その人らしい暮らしの継続」を目的としています。「器」を「住まい」にするためには「環境とケア」が重要です。

職場内外研修、業務の見直し等を組織全体で取り組んでいく必要があると考えます。

人事管理面においては、例年、県内の大学、高等学校等へ求人活動に努めてまいりました。今後も実習受入やの求人活動を継続するとともに、外国人技能実習生の確保と入職後の定着に向けた教育、環境整備が重要だと考えられます。

現代は多様性のある社会へと変化しており、白日会も多様な職員を受け入れることで、未来に向け長く地域貢献できる施設運営を目指し、職員がやりがいを持ち安心して働くことができるような職場環境づくりに努めてまいります。

また、地域における公益的事業の1つ「生計困難者レスキュー事業」は9年目を迎えます。複雑な生活課題を抱えた方が増える中、行政による支援の手が届かない現物給付としてのセーフティネットとして、積極的に相談対応を行っていきます。併せて、社会福祉法人として地域に向けた公開講座の開催など、引き続き地域貢献にも努めて参ります。

最後に、ここ数年、地震、風水害の被害が全国的も増えています。当苑における感染症及び災害発生時における事業継続計画（BCP）に関する研修及び訓練（シミュレーション）の実施、計画の見直しにも引き続き取り組んで参ります。

2 事業推進の基本姿勢

白日会は、自主性・自立性をもって地域の中で社会福祉文化を醸成する中心となることを目指し、事業推進の基本姿勢を、法人の本旨である「質の高い福祉サービスの提供」とし、その実施に必要な「人的資源」、「物的資源」「財政的資源」の3つの資源をもって、推進していくこととします。

① 質の高い福祉サービスの提供

利用者の人権を常に尊重し、質の高い福祉サービスを提供します。また、サービスを提供するために必要な人的資源、物的資源、財政的資源の質の向上に取り組めます。

② 活力に満ちた職場づくり（人的資源）

良質な社会福祉人材を育成し、働きやすい職場環境の構築に取り組めます。

③ 快適な住まいづくり（物的資源）

利用者が、安心・安全で快適な生活が送れるよう、居住空間の計画的な整備に取り組めます。

④ 安定的な経営基盤づくり（財政的資源）

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営に努め、安定的な財政基盤の確立に取り組めます。

3 中長期経営計画の基本姿勢と基本項目及び実施施策

基本姿勢	基本項目	実施施策
心豊かな暮らしづくり (福祉サービス)	サービスの質の向上	・選ばれる施設づくり (た) ・看取りケアの推進と重度化への対応 (照・ひ) ・認知症ケアへの対応 (照・ひ) ・個別ケアの推進 (ひ)
	利用者の暮らしの保障	・リスクマネジメントの強化 (た・照・ひ) ・権利擁護の徹底 (照・ひ)
	福祉ニーズに対応したサービスの提供	・保育ニーズに合わせた事業の実施 (た) ・地域における公益的な取組の推進 (照・ひ) ・信頼と協力を得るための情報発信 (照)
活力に満ちた職場づくり (人的資源)	人材の確保と定着	・人材の確保 (た・照・ひ) ・人材の定着 (照・ひ)
	人材の育成	・職員の専門性の向上 (た・照・ひ) ・研修計画の策定と実施 (照・ひ)
	職場環境の改善	・働きやすい職場環境づくり (た) ・時間外勤務の縮減と年次有給休暇が取得できる環境づくり (照・ひ) ・ハラスメント防止対策の徹底 (照・ひ)
	業務の改善と職員の健康管理の推進	・担当業務の負担を軽減するための取組 (た) ・ICTを活用した介護機器の積極的な導入 (照・ひ) ・職員の心身の健康管理の推進 (照・ひ)
快適な住まいづくり (物的資源)	計画的な施設・居住環境の整備	・安全で心地よい保育環境の整備 (た) ・設備機器等の計画的な更新・整備 (照) ・照古苑改築事業の着実な推進 (照) ・適切な機器の更新と住環境の整備 (ひ)
安定的な経営の基盤づくり (財政的資源)	収入の安定化	・保育所定員の弾力的運用 (た) ・利用率の維持向上 (照・ひ) ・各種加算制度の活用 (た・照・ひ)
	ガバナンスの強化と透明性の向上	・本部と施設・事業所との連携強化 (本) ・事業運営会議の機能強化 (本) ・事業運営の透明性の向上 (本)

た：たんぽぽ保育園

照：特別養護老人ホーム 照古苑

ひ：地域密着型介護老人施設 照古苑ひまわりホーム

本：社会福祉法人白日会 法人本部

令和8年度たんぽぽ保育園事業運営計画

事業の名称及び利用定員	
1 保育所事業	120人
3 学童保育事業	40人
運営方針	
1 保育理念 (1) 一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重し、一人ひとりの発達に応じた援助をいたします。 (2) 子どもと家庭、家族の結びつきを支え、尊重し、家庭と協同して一人の子どもの成長を助けます。 (3) 地域社会と連携し、子育てを支援します。 2 運営基本方針 本園は、児童福祉法に基づき、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、次のとおり基本方針を定めます。 (1) 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行います。 (2) 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を充分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。 (3) 養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成します。 (4) 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。	

課題解決に向けた取組

(1) 心豊かな暮らしづくり

① サービスの質の向上

取組事項	選ばれる施設づくり
内 容	・保育所保育指針・コダーイ保育への理解を深めるため、引き続き外部講師を招いて園内研修を行い、できるだけ多くの職員が討議に参加します。 ・毎月の運営会議（副理事長・園長・主任・副主任）、職員会議（副理事長・園長・主任・クラスリーダー）を行い、方向性を示し、職員が共通理解して保育を深めていけるようにします。給食検討会の場を別に設けてこどもの年齢や発達に合わせた食事づくりや環境を整えていきます。 ・小学校、幼稚園との連携を継続し、積極的に会議へ参加し、小学生・幼稚園児との交流に参加します。又、保育園年長から小学校1年生までの架け橋カリキュラムに基づいた連携を意識して保育に取り組みます。

② 利用者の暮らしの保障

取組事項	リスクマネジメントの強化
内 容	・緊急時の保護者への連絡方法や避難場所について、入園説明会「入園のしおり」にて周知を図ります。(年1回) ・救急蘇生法及び事故防止に関する研修を全職員対象に行います。(年1回) ・火災、水害、地震等を想定した訓練を実施し、危機管理マニュアルを共有します。(月1回) ・不審者対応訓練を実施し、日頃より職員間で意識を高めます。(年2回) ・衛生管理について園内研修を行い、共通理解を図ります。 ・アレルギー対応食の提供について、職員間で共通理解し、事故が起こらないように努めます。 ・ヒヤリハットや事故記録の検証と分析を行い、月1回報告会を開き事故発生の減少に繋がります。

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

取組事項①	保育ニーズに合わせた一時預かり保育事業の方向性の検討
内 容	・子育て中の保護者に寄り添った支援であり続けるために、研鑽を積みみます。

取組事項②	特別な支援を必要とする子どもの保育の充実
内 容	・特別支援教育に関わる専門機関や保健師との連携を強化します。 ・園内において、保護者と療育支援員を交えての支援会議を行います。 ・必要に応じた職員配置とし、きめ細やかな支援をします。 ・情報を共有できる仕組みを定着させることで、全職員で共通した支援をします。 ・キャリアアップ研修「障がい児保育」へのオンライン研修や専門機関の講師を招いてこどもの理解を深め、より良い関わり方を学びます。

(2) 快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

取組事項	子どもたちが安全で心地よく活動しやすい保育の環境の整備
内 容	・月1回室内、園庭、駐車場の安全点検や見回りを継続し、危険箇所の早期発見に努めます。 ・倉庫、各クラスの戸棚等の環境整備活動を行います。 ・年齢に応じたこどもの発達を助ける室内遊具環境を整えます。

(3) 活力に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

取組事項	保育士の確保
内 容	・ハローワークや人材紹介所等を活用し、人材確保に努めます。 ・ホームページを活用して、職員募集の掲載を行います。 ・実習生の受入れを積極的に行い、保育内容を丁寧に伝えて人材確保に繋がります。

② 人材の育成

取組事項	職員の専門性の向上
内 容	・雇用形態に関わらず、外部研修への参加を積極的に行い、職員全体の専門性の向上を図ります。 ・研修で学んだことを日々の保育に活かすことができるよう、報告会を設け、園内研究を充実させます。 ・チーム保育の体制づくりについて、職員間で協議を行い実践するとともに、主任、副主任を中心に経験の浅い保育士の指導、助言を行い協力のもと進めます。 ・外部講師を招いた実践に結びつく勉強会、わらべうた研修を計画的に取り入れ、職員間で研鑽し合います。 ・保護者への対応や職員間のコミュニケーション能力を高められるよう努めます。

③ 職場環境の改善

取組事項	働きやすい環境づくり
内 容	・園長、副園長、主任保育士が中心となって、日頃から職員に声をかけるようにし、相談しやすい雰囲気づくりを心がけ、必要に応じて面談の機会を持つようにします。 ・協力し業務を行うことで休暇が取得しやすい職場の雰囲気づくりをします。 ・メンタルヘルス・ハラスメント防止研修を行うことで、意識を高めます。 ・職員のリフレッシュに繋がる企画や、コミュニケーションを円滑にするための機会をつくるように努めます。

④ 業務の改善

取組事項	担当業務の負担を軽減するための体制づくり
内 容	・職員個々がワークライフバランスについて考えることで、時間内に業務を終えることができるようにします。 ・積極的に情報交換を行い、業務の見直しや負担軽減を図ります。 ・リーダーを中心に役割を分担し、事務に係る時間を確保します。

(4) 安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

取組事項	利用ニーズに基づく利用定員の弾力運用の継続
内 容	・引き続き可能な範囲で定員の弾力化を図った受け入れを行います。 ・各種補助金や算定可能な加算を取得し、施設整備や職員確保に活用すると同時に、動向を模索し収支の安定を図ります。 ・安定的な運営のため、3歳未満児の受入を全体の50%程度維持することを目標とします。

令和８年度 特別養護老人ホーム照古苑事業運営計画

事業の名称及び利用定員	
1 介護老人福祉施設	110人
2 短期入所生活介護	20人
3 通所介護	40人
4 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA	20人
5 居宅介護支援	
運営方針	
1 介護老人福祉施設	(1) 可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の介助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2 短期入所生活介護	(1) 可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
3 通所介護	(1) 可能な限り日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援することを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等を提供する者との密接な連携に努めます。
4 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA	(1) 認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよ

う、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

(3) 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(4) 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

5 居宅介護支援

(1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

(3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

(4) 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(5) 事故が発生した場合、速やかに利用者の家族と市町村等へ連絡します。

(6) 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとします。

(7) 自らのその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

課題解決に向けた取組

(1) 心豊かな暮らしづくり

① サービスの質の向上

取組事項①	看取りケアの推進と重度化への対応
内 容	・ 近年、入所希望者は年齢の高年齢化に加え、認知症、高次脳機能障害、精神疾患等、疾患の状況も多様化しています。また、苑で最期を迎えたいと望む方、いわゆる看取りを希望される方も増えています。 ・ 多様化する入所者の状態像や思いに沿った介護の提供ができるように、職員の医療的ケアの知識や技術の向上と併せ、多職種による支援体制を整備していきます。 ・ エンゼルケアの心構えや夜間対応の手引書等を参考にしながら、スムーズな対応ができるように心がけます。 ・ 終末期のケア、エンゼルケアについて、研修で知識を深め課内会議、実践振り返りで質の向上を図ります。

取組事項②	認知症ケアへの対応
内 容	・入所者の多くが基礎疾患に加え認知症を患っている状況にあるため、認知症を理解し、ケアの質の向上を図るよう組織全体で取り組みます。 ・職員の希望を確認しながら、計画的に認知症ケア専門士等の資格取得をサポートしていきます。 ・法人内認知症キャラバンメイトが講師を担いサポーターを養成します。 (初任者研修で認知症サポーター養成講座実施)

② 利用者の暮らしの保障

取組事項①	リスクマネジメントの強化
内 容	・リスクマネジメントについては、まずはリスクを発生させないことが一番です。過去のヒヤリハットを参考にしながら、その原因、状況分析、予防策を多職種で検討し、日常生活に潜むリスクに気づく仕組みづくりを行います。 ・リスクが発生したとき、それを隠ぺいすることなく、組織としてその影響を最小限にとどめる必要があります。安全管理委員会で対応策の適否を検証し、再発防止に向けた取り組みを行っていきます。 ・安全対策に関わる研修を年2回実施します。

取組事項②	権利擁護の徹底
内 容	・認知機能の低下等により判断力が伴わず適切な意思表示ができない入所者も多く、権利擁護の視点に立った姿勢が重要になります。福祉施設職員としての倫理観、福祉理念を理解し浸透させるため、施設内・施設外研修に取り組みます。 ・虐待の恐れのある案件については、高齢者虐待防止・権利擁護窓口に通報し、虐待の有無等を審議し、再発の防止に努めます。 ・不適切ケアのアンケートを実施し、結果の検討を行います。(年1回)

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

取組事項	信頼と協力を得るための情報発信
内 容	・社会福祉法人の社会貢献事業として、生計困難者の心理的不安の軽減、公的な制度やサービス等が行われるまでの橋渡しを行うことを目的とした、生活困難者レスキュー事業を実施します。 ・低所得者を対象にした利用料金減額事業を実施し、一定額以下の所得者の経済的負担軽減を図ります。 ・要請に従い、住民や小学生を対象にした認知症サポーター養成講座や公民館等での出前講座を積極的に開催します。

	・ホームページの更新及び広報により、随時の見学受入れなど地域への情報発信を積極的に行います。 ・宇土市社会福祉協議会等と協働で小中学校等との交流や介護実習体験を積極的に受け入れます。 ・熊本県社会福祉協議会と連携し小中学校への出前講座を行います。 ・社会福祉法人の公益的な取組、地域支援体制の整備の一環として、地域住民やご家族を対象とした公開講座を実施します。 ・家族会に施設行事の参加等ご協力を頂きます。（照古苑祭、避難訓練等） また家族会対象とした研修会を開催し、入所者の生活向上に役立てる各種学習活動を行います。
--	---

（２）活力に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

取組事項①	人材の確保
内 容	・介護職、看護師等の専門職の確保が難しく、慢性的な人手不足の状況にあります。ハローワーク、福祉人材センターや民間求人機関等、活用できるあらゆる手段を通じて、積極的に求人活動を行います。 ・高等学校等への求人活動において、熊本県認定「ブライツ企業」を活用し、働きやすい職場を周知していきます。 ・外国人技能実習生の計画的な採用と指導・支援を行います。また、技能実習生を指導できる職員の育成、能力向上を目指します。

取組事項②	人材の定着
内 容	・人事計画検討会議において職場の現状把握を行い、将来を見据えた人事体制、システム構築に努めます。 ・ハラスメントについての認識を浸透させ、ハラスメントのない職場を目指します。 ・職場環境に関する職員アンケートにより現状と課題を把握し、働きやすい職場環境の創出と職員の定着を図ります。

② 人材の育成

取組事項①	職員の専門性の向上
内 容	・これからの法人運営を担う人材育成に努めます。 ・ミドルリーダー層の職員向け研修会を計画的に行い、マネジメント能力や専門性の向上を図ります。 ・認定特定行為業務従事者や介護福祉士、ケアマネージャー等の資格取得を組織全体でサポートします。 ・所持する資格に応じた業務手当を支給し、資格取得の意識を高めます。

	・人事評価制度を適切に運用し、勤務成績を昇給・賞与に反映させ、職員のモチベーションを高めます。
--	---

取組事項②	研修計画の策定
内 容	・外部研修、職場内研修計画を策定し、職員の技術、経験等の状況にあわせた計画的な研修を行い、資質向上に努めます。 ・職場内研修は、原則として毎月実施するものとし、オンデマンド方式やオンラインによる研修を行います。

③ 職場環境の改善

取組事項①	時間外勤務の縮減と年次有給休暇が取得できる環境づくり
内 容	・労務リスクの削減に向け、労働時間等設定改善委員会で業務内容を精査し、無理・無駄の少ない職場づくりに努めます。 ・時間外勤務実績の情報を共有し、適正な人員配置と採用計画の参考とします。 ・年次有給休暇を計画的に取れる環境づくりと意識付けを行います。

取組事項②	ハラスメント防止対策の徹底
内 容	・ハラスメントを防止するための窓口を設置し、相談対応マニュアルに沿った対応を行います。 ・全職員を対象にしたハラスメント防止に関する研修会を実施します。 ・年1回、ハラスメントに関するアンケートを実施し現状の把握を行い、職員の意識付け、気付きの機会とします。 ・ハラスメントをしない・させない・目をつぶらない・許さない組織を作ります。

① 業務の改善

取組事項①	I C Tを活用した介護機器等の積極的な導入
内 容	・介護業務における身体的・精神的な負担軽減や業務の効率化を図るため、I C T を活用した介護機器等の導入に取り組みます。 ・ブルーオーシャンシステムを活用し、ナースコールや見守りセンサーとの連携を図るとともに、苑の実情に応じたカスタマイズを行い、職員の負担軽減とサービス向上に努めます。

取組事項②	職員の心身の健康管理の推進
内 容	・セルフケアの大切さに関する認識とリフレッシュ休暇の取得を推進します。 ・年次有給休暇の取得率 50%以上を目指します。 ・連続した複数日数の年次有給休暇取得を推奨します。 ・職員に負担のかからない範囲で、照友会による職員同士の交流活動を実施します。

(3) 快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

取組事項①	設備機器等の計画的更新・整備
内 容	・昭和 52 年の施設開設から半世紀が経過し、建物及び設備の経年劣化が進んでいます。現在、令和 10 (2028) 年度途中からの供用開始を目途として施設の整備計画を進めていますが、既存施設についても、サービス提供に支障がないよう施設営繕と設備修理を行っていきます。 ・介護機器は、単なる補助具から生活の質を支えるパートナーへと変化しています。施設改築と併せて、利用者への質の高いサービスを提供するために、介護機器の積極的導入を図ります。

取組事項②	照古苑改築事業の着実な推進
内 容	・施設老朽化のために、改築計画を策定し進めてきましたが、令和 8 年度から工事に着手し、令和 10 年度途中からの供用開始を目指すこととなりました。関係機関との交渉を円滑に行うとともに、周辺住民の迷惑にならないよう配慮をしながら、着実に事業を推進していきます。

取組事項③	施設整備等積立資産の計画的積立
内 容	・施設運営に支障を来すことなく、計画的な積立・運用を行います。

(4) 安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

取組事項①	利用率の維持向上
内 容	・安定した施設経営を行っていくためには、収入の安定は必須であり、利用率を維持・向上させていくことが不可欠です。各事業・サービスとも目標とする利用率を掲げながら、達成及び継続に向けた努力を続けていきます。 ・入所待機者の状況把握と家族の希望や生活実態を的確に把握し、その必要度を考慮して、速やかに入所ができる体制を整えます。 ・医療機関との連携を図りながら、スムーズな入所、入院、再入所ができるよう調整します。 ・短期入所は、居宅介護事業所との密接な連携を図り、また特養入所者の退所状況を勘案しながら、利用率の安定化を図ります。 ・通所介護は、各曜日の利用者を平準化できるよう、予約・希望の受け方を工夫します。 ・居宅介護支援事業は、医療機関や関係機関との連携を図り、利用者の確保に努めます。

取組事項②	オムツ・尿取りパッド使用の適正な把握
内 容	・排泄委員会により、オムツ・尿取りパッドの使用方法ならびに使用量を把握し、コスト低減を図ります。 ・ご利用者に適したオムツ・パットの「使用を徹底しコスト低減の意識を持ちながら実施します。 ・新入職員や技能実習生に対するオムツ使用方法等の指導（ケアにあわせてメーカー職員の適切な研修を実施します。 ・他職員についても、タブレット端末での動画視聴を実施していきます。

令和8年度 地域密着型介護老人福祉施設 照古苑ひまわりホーム事業運営計画

事業の名称及び利用定員	
1 介護老人福祉施設	29人
2 短期入所生活介護	10人
3 通所介護	18人
運営方針	
1 介護老人福祉施設 (1) 入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指します。 (2) 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入居者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 2 短期入所生活介護 (1) 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図ることを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護を提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 3 通所介護 (1) 可能なかぎり日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援することを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等を提供する者との密接な連携に努めます。	

課題解決に向けた取組

- (1) 心豊かな暮らしづくり
- ① サービスの質の向上

取組事項①	個別ケアの推進
内 容	・ 24時間シートについて理解を深めることができるよう、全職員がユニットケアへの共通認識を持ちます。 ・ 多職種協働による24時間シートをケアプランの更新に合わせて遅滞なく更新します。 ・ 個別ケアの充実に向けて、「本人・家族の意向」の聞き取りシート等を活用し、暮らしの継続とユニットケアの原点である個々の好み、時間に合わせた起床、排泄、食事、入浴等の実践に繋がります。 ・ 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修への派遣、及び認知症ケア専門士資格取得をサポートし、認知症ケアのレベルアップを図ります。

取組事項②	看取りケアの推進と重度化への対応
内 容	・ 顧客対応として相応しい態度・丁寧語を徹底し、安心のサービスを提供することで、入所者・家族の満足度を高めます。 ・ 看取り検討委員会の設置運営、看取りケアに関わる多職種連携の場（看取り後のカンファレンス）を行います。 ・ 看取りケアに関わる職員研修を実施します。 ・ 職員の採用時に介護等マニュアルを配布し説明を行い、職員が統一したケアに取り組みます。 ・ 看取り体制を検討し、改善・整備に努めます。 ・ 特定行為業務及び緊急時の対応に関する研修を実施します。

② 利用者の暮らしの保障

取組事項①	リスクマネジメントの強化
内 容	・ 安全対策委員会で、前月の事故について振り返りを行い、対応策の適否を検証します。 ・ 類似の事故が起こらないよう職員間で情報共有します。 ・ 引き続き安全対策の全体研修を実施します。 ・ 入居者の事故を防ぐ介護ロボット等を積極的に導入します。 ・ 安全対策に関わる研修を年2回実施します。

取組事項②	権利擁護の徹底
-------	---------

内 容	・福祉施設職員としての倫理観、福祉理念を理解し浸透させるため、虐待防止・権利擁護について全職員を対象とした職員研修を行います。（年１回） ・不適切ケアのアンケートを実施し、結果の検討を行います。（年１回） ・各部署において、実際のケアを振り返り、虐待になっているのではないかと考えられる事例を取り上げて検討し、権利擁護に関する意識強化を図ります。 ・虐待防止・権利擁護相談窓口の運営、マニュアルに沿った対応に努めます。 ・虐待の恐れがある案件については、虐待防止・権利擁護窓口へ通報し、虐待の有無等を審議し、再発の防止に努めます。
-----	---

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

取組事項	地域における公益的な取組の推進
内 容	・感染症の流行状況等を見ていながら、交流スペースの地元への開放、認知症カフェ「ひまわり」の開催などを行っていきます。 ・法人公益的取組の１つである公開講座の開催や、交流スペースを地域住民が活用して頂けるよう発信し、関係機関とも連携を図ります。 ・開かれた施設づくりの１つとして、地域住民や家族のご意見等を頂き、広報誌の作成に努めます。

（２）快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

取組事項①	適切な機器の更新と住環境整備
内 容	・入居者及び家族の意向を把握し、入居者の暮らしが豊かになるよう、施設設備の点検及び更新をします。

取組事項②	備品等整備積立資産の計画的積立
内 容	・無理のない範囲で、着実な積立に取り組みます。

（３）活力に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

取組事項①	人材の確保
内 容	・職場体験、施設実習の受入れを行います。 ・高等学校等への求人活動において、熊本県認定「ブライト企業」を活用し、働きやすい職場を周知していきます。 ・ハローワーク、福祉人材センターや民間求人機関等を積極的に活用していきます。 ・外国人技能実習生を計画的に採用していきます。また、技能実習生を指導できる職員の育成、能力向上を目指します。

取組事項②	人材の定着
内 容	・人事計画検討会議にて組織の現状把握を行い、将来を見据えた人事体制、システム構築に努めていきます。 ・階層別研修を実施します。 ・職場環境に関する職員アンケートを年1回実施し、法人内の職場環境の現状、課題を把握し、年間計画の策定、実行につなげます。

② 人材の育成

取組事項	職員の専門性の向上
内 容	・認定特定行為業務従事者や介護福祉士、ケアマネジャー等の資格取得を施設全体でサポートします。 ・職場外の専門研修へ計画的に参加してまいります。 ・等級ごとに、介護技術を基礎とした専門性の到達目標を設けています。上司の指導・助言の下で、安心して介護技術を習得できるサポート体制を整えます。

④ 職場環境の改善

取組事項①	職員の心身の健康管理の推進
内 容	・セルフケア（自分自身をケアすること）の教育やリフレッシュ休暇の取得を推進します。 ・年次有給休暇の取得率50%を目指します。 ・照友会による歓迎会、忘年会、レクリエーションの開催を支援します。

取組事項②	ハラスメント防止対策の徹底
内 容	・ハラスメントを防止するための窓口設置、相談対応マニュアルに沿った対応を行います。 ・初任者対象に窓口周知の研修を実施します。 ・全職員対象のハラスメント防止に関する研修を実施します。 ・年1回ハラスメントに関するアンケートを実施し、職員の意識付け現状の把握を行います。

⑤ 業務の改善

取組事項①	I C Tを活用した介護機器等の積極的な導入
内 容	・職員の負担軽減に繋がるような介護ロボットやI C T介護機器類など導入する機器の検討を行います。 ・介護機器等に関する研修を行います。

取組事項②	時間外勤務の縮減
内 容	・業務内容を精査し、無理・無駄の少ない職場づくりに努めます。 ・原因分析を行い、時間外勤務の縮減意識を高めていきます。

(4) 安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

取組事項①	利用率の維持向上
内 容	・入居待機者の状況把握を早い段階で行い、また、家族面談や担当ケアマネからの情報収集を行い、速やかな入居に繋がります。 ・医療的ケアの必要な方の受け入れ体制の検討を行います。 ・くまもと心療病院との連携・連絡会議を月1回行い、重度の認知症の方の円滑な受入に繋がります。 ・感染症対策を徹底し、感染症を予防し、入居者の感染症による入院を減少させます。 ・歯科医や歯科衛生士等と十分連携したうえで、口腔ケアを徹底し、誤嚥性肺炎、感染性心内膜炎等による入院を減少させます。 ・短期入所は、居宅介護支援事業所との密接な連携を図り、定期的な空き情報の提供や急なキャンセルの穴埋め等により利用率の低下を防ぎます。 ・通所介護は、各曜日の利用者数を平準化できるよう、居宅介護支援事業者や家族からの予約・希望の受け方を工夫します。

取組内容②	オムツ使用の適正な把握
内 容	・排泄委員会を設置し、オムツの使用方法的適正化を図ります。 ・オムツの使用量を把握し、コスト低減を図ります。

令和 8 年度 宇土市地域包括支援センター事業運営計画

事業の名称
(1) 総合相談支援事業 (2) 権利擁護事業 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (4) 地域ケア会議推進事業 (5) 認知症地域支援・ケア向上事業 (6) 認知症サポーター養成事業 (7) 認知症高齢者見守り事業 (8) 認知症初期集中支援推進事業 (9) 生活支援コーディネーター事業 (10) 在宅医療・介護連携推進事業 (11) 介護予防マネジメント事業・指定介護予防支援事業総合相談支援事業 (12) 社会福祉法人白日会 第2期中長期経営計画の推進
運営方針
(1) 利用者が意欲的に身体機能の低下を予防し、住み慣れた地域の中で自分らしい日常生活を送れるようにすることを目標に、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業を実施します。 (2) 利用者の心身の状況、環境等に応じ、公正・中立な立場で介護保険サービス、公的サービスのみならず、インフォーマルサービス等多様な社会資源を活用した計画の作成を行います。 (3) 宇土市、医療機関、保健センター、各居宅介護支援事業所等や民生委員・児童委員、行政区長、地域婦人会、ボランティア団体等と連携して、迅速且つ効果的に業務を遂行するためにサブネットを持つ総合ネットワークを構築します。
重点取組事項
○身寄りのない高齢者や、親族がいても疎遠な高齢者が増加する中、複合的な課題への対応が求められています。このような状況を踏まえ、本人の意思を尊重した支援体制の構築を重点目標として位置付けます。 ○ＡＣＰ（人生会議）の普及啓発を軸に、多職種及び関係機関（医療機関、介護事業所等）との連携強化を図るとともに、地域資源の現状把握と課題整理を進めます。 ○エンディングノートや成年後見制度の活用促進、出前講座等による住民や関係者への普及啓発を行い、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、支援体制の整備を進めていきます。

事業別の具体的な取組事項

(1) 総合相談支援事業

取組事項①	地域におけるネットワーク構築
内容	・ 市民や地域組織・団体に対し、地域の集まりや講演等を活用して相談窓口の周知啓発を行い、相談しやすい体制づくりを推進します。 ・ 民生委員児童委員、医療機関、介護事業所、行政機関など地域の関係者と連携し、顔の見える関係づくりを進めます。 ・ 個別ケース会議を通じて、支援が必要な高齢者を中心とした地域の個別ネットワークの構築を図り、継続的な見守り体制を整えます。

取組事項②	実態把握
内容	・ 取組事項①で構築した地域ネットワークを活用し、関係機関や地域住民からの情報収集を行います。 ・ 高齢者世帯への個別訪問を実施し、心身の状況や生活実態、家族関係等について把握した上で、支援が必要と判断される世帯については、速やかに支援を行います。

取組事項③	総合相談支援
内容	・ 本人、家族、近隣住民、関係機関等から寄せられる様々な相談を受け、丁寧なアセスメントを行い、状況の整理・分析を行います。 ・ 相談者自身で解決可能と判断した場合は、相談内容に応じたサービスや制度の情報提供、関係機関の紹介を行います。 ・ 専門的又は継続的な関与が必要と判断した場合は、詳細な情報収集を行い、支援方針を検討し、個別支援を行います。 ・ 協力機関と連携し、地域特性に応じた支援体制の構築を図ります。

取組事項④	保健福祉サービス等の適用調整
内容	・ 高齢者及びその家族からの保健福祉サービス等に関する相談に対し、必要な制度説明や助言を行います。 ・ 各種サービス利用に係る申請手続きの支援や代行（市への申請書提出）を行い、円滑なサービス利用につなげます。

(2) 権利擁護事業

取組事項①	成年後見制度の利用促進
内容	・ 成年後見制度の概要や利用方法について、わかりやすく周知します。 ・ 成年後見についての相談があった時には、成年後見だけでなく既存のサービスや制度が利用できるかについても検討し、調整します。 ・ 成年後見制度の利用が必要な方については、本人や家族の状況を把握し、関係機関や関係者と連携しながら、申し立てが円滑に行われるよう支援します。

	・ 本人・親族申立てが困難な場合には、高齢者支援課と協議し、市長申立てについて検討・調整を行います。
--	--

取組事項②	老人福祉施設等への措置の支援
内容	・ 高齢者虐待等により、在宅での生活継続が困難な場合は、高齢者の安全確保と生活の安定を最優先に、関係機関と連携し、円滑な措置につながるように対応します。

取組事項③	高齢者虐待への対応
内容	・ 高齢者虐待に関する相談窓口の周知を行い、早期発見及び通報につながるよう取り組みます。 ・ 高齢者虐待の事例を把握した場合は、速やかに高齢者支援課と連携し、当該高齢者宅を訪問して安全確認及び事実確認を行います。 ・ 背景要因を整理した上で、関係機関と協議しながら支援方針を検討し、必要な対応を行います。 ・ 必要に応じて養護者に対する相談・助言等の支援を行い、養護者の負担軽減を図ります。

取組事項④	困難事例への対応
内容	・ 高齢者本人や家族が支援を拒否している場合や、複合的な課題を抱えている困難事例の相談を受けた場合には、複数の職員で訪問し、状況の把握を行います。 ・ 事例については、地域包括支援センター内で検討を行い、意思決定支援を基に、必要に応じて関係機関と連携しながら、包括的な支援を行います。

取組事項⑤	消費者被害の防止
内容	・ 消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターや警察、民生委員・児童委員、介護支援専門員等と連携し、情報の収集や共有に努めます。 ・ 把握した情報については、関係機関や住民に対して適切に周知し、高齢者が被害に遭わないよう啓発を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

取組事項①	包括的・継続的なケア体制の構築
内容	・ 医療機関、民生委員・児童委員、地域関係者等との連携強化による支援体制づくりを行います。 ・ 介護保険サービス以外の地域資源の把握と活用促進に努めます。 ・ 多職種参加による事例検討会の開催を通じて、「顔の見える関係作り」を行います。

取組事項②	地域における介護支援専門員のネットワークの活用
内容	・ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター連絡会を開催し、情報の共有を図ります。（原則：毎月開催） ・ 介護支援専門員同士の意見交換・課題共有の場を提供します。 ・ 事例検討会を開催し、実践力の向上を図ります。（年に４回程度開催）

取組事項③	日常的個別指導・相談
内容	・ 介護支援専門員からの個別相談に随時対応していきます。 ・ ケアプラン作成やサービス担当者会議等に関する指導・助言を行います。 ・ 地域の介護支援専門員に対し、専門的見地から事例検討会や研修会を開催し、制度改正や事業等の情報提供を行います。

取組事項④	支援困難事例等への指導・助言
内容	・ 支援困難事例について、関係機関と連携して検討を行い、具体的な支援方針の整理と介護支援専門員への指導・助言を行います。 ・ 必要に応じて個別ケア会議の開催を調整します。

（４）地域ケア会議推進事業

取組事項①	個別ケースの検討
内容	・ 自立支援型地域ケア会議を定期的で開催（原則として第３水曜日）し、多職種が協働して、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた助言を行います。 ・ 支援困難事例等については、地域ケア個別会議を随時開催し、複合的な課題の整理と具体的な支援方策の検討を行います。

取組事項②	ネットワーク構築
内容	・ 地域ケア会議を通じて、医療・介護等の専門職と介護支援専門員との連携体制を強化します。

取組事項③	個別ケースの課題分析等による地域課題の抽出
内容	・ 地域ケア全体会議を年１回開催し、地域ケア会議で検討した個別事例をもとに、地域課題の整理・共有を行います。

取組事項④	生活支援コーディネーター等の多様な関係者と連携し、地域課題の共有及び地域資源形成の検討
内容	・ 地域ケア会議で抽出された地域課題について、生活支援コーディネーターと情報の共有を行います。 ・ 課題解決に向けた協議の場に参画し、地域資源の形成及び活用について検討します。

(5) 認知症地域支援・ケア向上事業

取組事項①	認知症の人を支援する関係者の連携を図る
内容	・一般市民に向けた普及・啓発として、「広報うと」での特集記事の掲載、市立図書館での特設コーナー開設、市庁舎での市民のひろば特設コーナーの開設、認知症予防講座等の開催を行います。 ・認知症介護従事者研修会として、宇城認知症連携懇話会事例検討会を開催します。 ・介護支援専門員連絡会や各種団体への啓発を行います。 ・認知症ケアパスの活用促進に努めます。 ・医介連携事業との協働を行います。また協働して認知症疾患センター事例検討会を開催します。

取組事項②	認知症の人や家族への相談支援、支援体制の構築
内容	・包括支援センターの啓発と併せて、センター内に認知症の相談窓口を設置していることへの啓発を行います。 ・認知症初期集中支援チームでの支援が好ましいケースについては、チームにつなげ、連携して支援を行います。 ・認知症に対する理解促進を図るため、認知症フォーラム等を主体的に企画し、協力法人と連携して開催します。

(6) 認知症サポーター養成事業

取組事項①	認知症サポーター養成講座の実施
内容	・市や関係機関と連携し、認知症サポーター養成講座を継続して実施します。

取組事項②	認知症の理解者や認知症サポーター養成講座の受講者を増やすための啓発・広報の実施
内容	・市と連携しながら、地域や学校への啓発・普及活動を行います。

取組事項③	認知症サポーター養成講座受講者のステップアップと活動の活性化を図る
内容	・認知症サポーターへのステップアップ講座を開催します。また、アクティブチーム、チームオレンジの立ち上げに係る業務に協力します。

(7) 認知症高齢者見守り事業

取組事項①	S O S ネットワークの強化と事業周知を図り、協力者及び協力事業所の増加を図る
内容	・協力者及び協力事業者を増加させるために、認知症サポーター養成講座、認知症の講話等で、S O S ネットワークの事業周知で行います。

取組事項②	S O S ネットワークへの事前登録を推進し、登録者への定期的な状況把握、登録情報の更新を行う
-------	---

内容	・必要な方を早期登録につなげられるように、介護支援専門員や協力機関と連携を図ります。 ・登録内容の変更等の情報をタイムリーに共有できるよう、介護支援専門員連絡会への周知を行います。 ・年に1回、登録者の現況調査を行います。
----	---

(8) 認知症初期集中支援推進事業

取組事項①	認知症の人やその家族に支援チームが関わり、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する
内容	・初期集中支援チームに関する普及啓発を行います ・認知症専門医の指導の下、多職種のチーム員が、家族等の訴えにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、支援対象者に該当するかを含め、対象者の把握、支援を行います。 ・専門医を含めたチーム員会議（月1回）を開催し、情報収集と包括的・集中的な支援を実施し、観察・評価を行います。 ・支援期間中は、チーム員の訪問支援の他、会議等を活用して必要な支援と優先順位について多職種で検討し、社会資源や医療・介護等の制度につながるように連携します。 ・引継ぎ後のモニタリングを行います（終了後3か月目）

(9) 生活支援コーディネーター事業

取組事項①	第2層協議体の運営及び設置に向けた普及啓発
内容	・行政区単位などの集まりを活用して、下記の②の取り組みで収集した情報を整理し、第2層協議体設置に向けて働きかけを行います。

取組事項②	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート業務
内容	・介護予防推進のため、地域への情報提供・啓発を行います。また、市や関係機関と共同でツールを作成し、窓口機能強化等による介護予防マネジメントの標準化への援助を行います。 ・個別ケースを通して、地域における助け合い、支えあいを広げる仕組みづくりに努めます。 ・地域の資源把握、開発を行います。 ・お役立ち情報の管理、普及啓発を行います。 ・協議体や地域ケア会議等への積極的な参加により、地域課題の整理及び課題解決に向けた取り組みを行います。 ・支援ニーズとサービスのマッチングを行います。

取組事項③	サービス・生活支援の担い手の把握
内容	・社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携を図り、社会福祉協議会が行う事業や地域の担い手を把握します。

(10) 在宅医療・介護連携推進事業

取組事項①	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討
内容	・在宅医療・介護連携推進事業検討会事務局として、課題抽出に向けた調査を行い、市と情報の共有と検討を行います。

取組事項②	在宅医療・介護連携に関する相談支援
内容	・包括支援センター内に「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療・介護に関する相談に対応し、丁寧に状況分析を行います。

取組事項③	地域住民及び介護保険事業所への普及啓発
内容	・本人の意思を尊重した医療・ケアが実現できるように、ACPに対する理解を推進していきます。 ・本人の意思決定支援を早期に行うためのツールとして、ACPの普及啓発と併せてエンディングノートの活用を勧めます。 ・出前講座などを利用して、高齢者支援に関する知識や制度をわかりやすく伝えていきます。

取組事項④	医療・介護関係者間の情報共有の支援
内容	・関係機関とのネットワークを広げるために、医療機関連携担当者一覧・入院連携ガイドブックを関係機関へ周知し、活用を促します。

(11) 介護予防ケアマネジメント事業

取組事項①	指定介護予防支援・第1号介護予防事業
内容	・利用者主体の介護予防ケアマネジメントの推進 利用者の意欲や生活背景を丁寧に把握し、本人の選択を尊重した目標設定を行います。自立支援に向けて、必要なサービスや地域資源の活用について積極的に働きかけます。 ・生活の質の向上に向けた支援 利用者一人ひとりの生きがいや役割づくりに着目し、自己実現につながる取組を支援します。心身機能の維持・向上だけでなく、社会参加や生活の充実を意識した支援を行います。 ・適切なアセスメントと計画的な支援の実施 定期的なアセスメント及びモニタリングを行い、利用者の状態変化に応じた介護予防サービス計画の見直しを行います。また、サービス担当者会議を通じて、多職種と連携した支援体制を構築します。 ・関係機関及び地域資源との連携強化 医療機関、サービス提供事業所、地域の社会資源と連携し、切れ目のない支援を行います。また、必要に応じて地域資源の活用を提案し、介護予防の効果を高めます。

(12) 社会福祉法人白日会 第2期中長期経営計画の推進

取組事項①	職員の専門性の向上
内容	・熊本県や各種団体が実施する研修会に積極的に参加させ、職員の専門性を高めます。 ・研修会受講後の復命を確実に行之、研修の成果を本人だけではなく、職員全体のものとなるように努めます。

取組事項②	時間外勤務の縮減と年次有給休暇が取得できる環境づくり
内容	・職員のスキルに見合った業務分担に心掛け、一部職員への加重的な負担が生じないように努めます。 ・個々の職員が、自らの仕事の進め方、時間の有効的な活用について考え、時間外勤務の縮減に努めます。 ・年次有給休暇の取得は権利であるという職員意識の定着と職場環境を醸成し、休暇の取得率50%以上を目指します。

取組事項③	I C Tを活用した介護機器等の積極的な導入
内容	・「地域包括支援センターシステム」、その他のデジタルツールを有効的に活用し、職員の情報共有と業務の効率化を図ります。

取組事項④	利用率の維持向上
内容	・居宅介護支援事業所との連携のもと、利用者への連続した、一体的なサービスの提供ができるように努めます。 ・住民からの相談に真摯に向き合い、身体能力・生活実態に沿ったサービスの提供に努めます。一月当たりの介護予防支援費・ケアマネジメント費請求件数の目途を210件とします。